(1)法第75条第1項の規定により許可を取り消されたこと		
法第75条の2第1項の規定により登録を取り消されたこと (2)法人（役員を含むもの。）であつて、欠格条項その業務		
(3)禁錮以上の刑に処せられたこと		
薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反したこと (4)後見開始の審判を受けていること		
(5)		
備考		

上記により、高度管理医療機器等の販売業の貸与業の許可の更新を申請します。

年　月　日

住　所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）　㊞

都道府県知事
保健所設置市市長　殿
特別区区長

（注意）
1　用紙は、日本工業規格Ａ４とすること。
2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
3　営業所の構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
4　兼営事業の種類欄には、高度管理医療機器等の販売業又は貸与業以外の業務を併せて行うときはその業務の種類を記載し、ないときは「なし」と記載すること。
5　変更内容欄には、第174条第1項各号に掲げる事項のうち、この更新申請書を提出する時までに変更のあつた事項について、記載すること。
6　申請者の欠格事項の(1)欄から(5)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を、(5)欄にあつては「ある」と記載すること。

様式第百三第三面中「又は店舗販売業」を「、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。）の販売業若しくは貸与業」に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。
2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

告示

○財務省告示第三号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十六年十二月一日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年一月九日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第四百九十六回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆二千百六十四億九千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千四百三十四億円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　五兆二千百六十五億七百二十七万四千円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千四百三十四億百三十三万二百円
八　最低額面金額
イ　価格競争入札発行　千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円以上のそれぞれの応募価格
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十六年十二月一日
十一　発行価格　額面金額百円につき百円三毛
十二　償還期限　平成二十七年三月九日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。